

公益社団法人さいたま市シルバー人材センター会員の安全就業基準

(目的)

第1条 この安全就業基準は、公益社団法人さいたま市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の安全就業に必要な事項を定め、就業に伴う事故を未然に防止することを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、就業しようとするときは、この基準を遵守し、あらゆる事故の発生防止に努めなければならない。

(安全心得)

第3条 会員は、就業に当たっては、次の安全心得を守り、作業に従事しなければならない。

- (1) 作業は、安全第一を心がけ、いそいだりあわてたりしないこと。
- (2) 器具類は、使用する前に必ず点検すること。
- (3) 服装・履物等は、作業に合った動きやすいものにすること。
- (4) 作業前には、軽い柔軟体操をして体をほぐすこと。
- (5) 加齢による諸機能の低下を十分に認識し、無理をしないこと。
- (6) 作業現場は、常に整理整頓を心がけること。
- (7) 共同作業では、合図、連絡を正確に行うこと。
- (8) 往復の途上にあつては、交通事故に気をつけること。
- (9) 健康には、常に注意し、健康な状態で就業すること。
- (10) 仕事の前日は、十分睡眠をとるよう心がけること。

(安全保護具)

第4条 会員は、高所等危険な場所での作業は原則として行わない。ただし、安全と思われる範囲で梯子、脚立等を使用する場合は、必ず安全帽（ヘルメット）を着用するとともに必要に応じ命綱を使用しなければならない。

2 会員は、前項のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、安全保護具を着用し、当該作業に従事しなければならない。

(交通災害の防止)

第5条 会員は、仕事場との往復時は、交通ルールを守るとともに、交通事故に注意しなければならない。特に、自転車やオートバイの使用にあたっては十分注意し運転しなければならない。

(標識の設置)

第6条 会員は、路上での作業等、通行人等に対し危険と思われる作業を行うときは、作業中であることがわかる標識を設置し、事故の防止に努めなければならない。

(作業環境の確認)

第7条 会員は、就業現場の環境が安全衛生面において、安全であるかどうかを確認してから、作業に着手しなければならない。

(器具類の使用)

第8条 会員は、器具類を使用する場合は、正しい取扱方法により作業しなければならない。

2 会員は、就業に使用する器具類については、必ず作業前に点検し、安全を確認するとともに定期的に点検を実施しなければならない。

3 会員は、点検において、不良箇所を発見したときは、その器具は使用せず、直ちにセンターに報告しなければならない。

(健康管理)

第9条 会員は、常に健康管理に努め、健康診断は進んで受けなければならない。

2 会員は常に、疲労が蓄積しないように、休養を十分とるよう心がけなければならない。

(報告義務)

第10条 会員は、仕事場との往復時や就業時にけがをしたとき、又は体に異常を感じたときは、直ちに共同作業中の者又は本人がセンターに連絡し、応急の措置をとるようにしなければならない。

(その他)

第11条 会員は、この基準に定める以外に、センターから指示があった場合には、それに従い作業に従事しなければならない。

附 則

この基準は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この基準は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。